

# 反訳業務仕様書

## 1 反訳業務の内容

令和6年度に開催される長野県契約審議会及び長野県政府調達苦情検討委員会（以下「審議会等」という。）について、長野県会計局契約・検査課（以下「当課」という。）が送付する審議会等に係る音声データ（以下「音声データ」という。）の反訳とする。

## 2 音声データ反訳の発注見込時間（予定数量）

### (1) 合計発注見込時間

590分

### (2) 見込時間内訳

ア 長野県契約審議会（6月、9月、11月、2月の4回 各120分）540分

イ 長野県政府調達苦情検討委員会（開催する場合）50分

### (3) 発注は、審議会等を開催することに行う。

## 3 成果品

### (1) 成果品の内容

審議会等ごとの反訳原稿データ（Microsoft wordで作成されたdoc又はdocxファイル形式）

### (2) 成果品作成・納入の注意事項

ア 音声データ及び関係資料等は、大容量データ転送サービス「SmoothFile」により、当課から送付する。

イ 反訳の用語は、音声データとともに送付する関係資料等を参照し、正確に反訳を行うこと。

ウ 反訳原稿は、別添議事録（例）の形式を参照の上、A4版、横書きで作成すること。なお、音声に不明瞭な箇所がある等の原因によって、文字化することが困難な場合は、該当箇所を明示して、納品の際に発注者に報告すること。

エ 音声データ及び関係資料等の受領に係る費用、成果品の納入に係る費用は受注者の負担とする。

### (3) 成果品の納入期限

発注の翌日から起算して14日または令和7年3月31日のいずれか早い日までに、当課に電子メールにより成果品の納入及び反訳時間の報告をするものとする。

なお、納入期限が休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日）に当たる場合、休日明けの日とする。

また、反訳時間は、各審議会等の開会から閉会までの時間を（休憩時間を除く）分単位で計算し、1分未満は切り捨てる。

## 4 契約代金の算出

反訳時間に1分当たりの契約単価を乗じる（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。）。なお、契約代金は発注ごとに計算することとする。

## 5 その他

業務の執行にあたっては、「**「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」**（平成30年2月厚生労働省改定）を遵守すること。